

平成31年3月
鹿児島県いじめ再調査委員会

第5 重大事態発生前後の学校の対応について

1 重大事態発生前の学校の対応について

(1) いじめそのものを認知できなかった点

重大事態発生前に、学校側はX君に対するいじめがあったことを認知していなかった。

この点、第3項で認定したいじめのうち、納豆巻きがカバンに入れられた件については、朝課外が始まる前の教師のいない教室での出来事であり、すぐに学校側が認知できなかったやむを得ない面がある。

一方で、スリッパが隠された件については、担任教諭自身もX君のスリッパ探しを手伝っており、これが他の生徒によるいじめであることを把握できる機会があった。

この点、担任教諭はX君に対して「人にされたものなのか。いじめめ的なものなのか」と聞いたが、X君は「全然違うよ」と否定している。また、同じクラスの他の生徒も、一部はX君が心理的に苦痛を感じているのではないかと（＝法上の「いじめ」ではないか）と感じているが、多くの生徒はそもそもこのエピソードを知らなかったり、知っていてもX君がそこまで心理的に苦痛を感じていると捉え切れていなかったりしている。

その上、担任教諭はその後間もなく入院し、X君と直接関わることもなくなっており、学校側でX君へのいじめを認知することは難しい状況にあった。

その意味では、いじめそのものを認知できなかった点について、学校側に大きな問題があったとまで評価することはできない。

ただし、スリッパの件でいじめの可能性を感じた担任教諭が、他の生徒にも何かX君に関して変わったことはないか確認すれば、その前に起きていた納豆巻きの件についても把握することができた可能性がある。納豆巻きの件については、上述のとおりクラスのLINEにおいて他の男子生徒が注意しており、それをいじめ（X君が苦痛を感じている）と認識している同クラス生徒も存在していたと思われ、他の同クラス生徒への確認によって、X君に対するいじめがあったことや、それについてX君が思い悩んでいることに気付くことができた可能性はある。

また、このようなエピソードがあったことが副担任に適切に引き

継がれ、あるいは部活動顧問も含めた他の教職員と情報共有できていれば、夏季補習の2度にわたる3日連続の欠席や部活動合宿における孤立した様子等に表れていたX君の精神状態や所属感の減弱に気づき、そこから本人をケアしていく過程でいじめを認知し、なおかつX君の自死を防ぐことができた可能性がある。

しかし、教職員らからの個別聴き取り調査からは、X君に関してそのような引継ぎや情報共有は全くなされていない。

さらには、一部教職員らからの個別聴き取り調査からは、当時は職員室の雰囲気が悪く、教職員間で日常的に教室や生徒の状況等を話したりすることが難しい状況にあったとの供述もあった。

担任1人でクラスの授業のほとんどを受け持つ小学校とは異なり、高校では担任教諭だけで生徒の状況を十分に把握することは難しく、まして担任教諭が入院することになれば、より生徒に関する引継ぎや情報共有は重要だったはずであり、上記のような情報共有や引継ぎの不足は問題であったといえる。

(2) X君のうつ状態に気づけなかった点

X君は、上述したとおり、前期夏季補習で3日間（7月28日～30日）欠席し、後期夏季補習は初日から3日間（8月18日～20日）欠席している。

なお、欠席確認については、個別聴き取り調査等での教職員の供述では、7月28日及び29日は副担任YがX君本人から発熱で欠席する旨の電話連絡を受け、同月30日は副担任Zが自宅に電話して、X君本人から熱が下がらないので欠席するとの連絡を受けたとのことであり、8月18日は副担任YがX君本人から携帯電話宛に発熱で欠席する旨の電話連絡を受け、同月19日にはいずれからも電話連絡や確認はなかったとのことである。

X君が自死した日である同月20日は、副担任Zから自宅に電話をしたところ、最初はきょうだいを名乗る人物が電話口に出て、その後本人に電話を代わってもらい、下痢を理由に欠席する旨の回答があったとのことである。このとききょうだいは自宅におらず、X君がきょうだいを装って対応していたことになる。

この点、後期夏季補習の欠席連絡・確認については、副担任Yが連絡を受けたという欠席理由と副担任Zが確認したという欠席理由が異なる上、副担任の携帯電話宛に欠席連絡するというのも考えにくく（なお、X君自宅の電話発信履歴情報には副担任Yの携帯電話への発信履歴はない。）、うつ状態ないしそれに近い精神状態にあ

ったと思われるX君が自ら学校側に欠席連絡をするのは難しかったであろうことからしても、7月28日、29日及び8月18日にX君本人が副担任Yに電話して欠席連絡をしたのかという点については疑問が残る。

また、いずれの電話連絡や電話確認についても、X君本人からの連絡や回答だけで、保護者等への確認まではしていないため、本当は家族に内緒で欠席していたという事情を自死に至るまで学校側は把握できていなかった。

かかる連続欠席は、X君がうつ状態あるいはそれに近い状態であったことを指し示す重要な表れだったはずであるところ、当時担任教諭が入院していたために、2人の副担任がそれぞれに対応していたことから、連続欠席によるX君の問題に気付かなかつたばかりか、保護者からの連絡も保護者への確認もないまま3日間の連続欠席が2回続いているということ自体もきちんと把握されていなかった。

これは、各副担任による確認不足という面以上に、副担任間での情報共有の欠如に大きな問題があったと考えられる。

そして、母親に内緒で欠席していることまで把握できていれば、単なる体調不良による欠席ではないということも把握することができ、家庭訪問してX君に直接会うなどしてX君の精神状態に気付くことができた可能性があった。

また、部活動合宿においてX君が孤立しているように見える状況を上級生部員は確認しており、上述したとおりこれもX君のうつ状態や所属感の減弱状況の表れであった可能性が高いが、顧問教諭はこれに気付かず、そのような状況があったことを把握したのはX君が自死した後であった。

仮に、部活動顧問に対して前期夏季講習で3日間連続欠席していたことや、母親に内緒で欠席していたことが伝わっていれば、部活動顧問としてもX君の様子を気にかけて、X君が孤立しているような状況を確認することができた可能性があり、X君の精神状態に気付くことができた可能性もあった。

したがって、担任教諭が入院中であったという事情があるにしても、欠席時の電話確認及び欠席状況の教職員間の情報共有に重大な問題があったと言える。

2 重大事態発生後の学校の対応について

(1) 初期対応

X君の自死の翌日、学校側は警察からの問い合わせによりX君の自死の事実を把握している。

しかし、その後のX君の家族との対応について、教師2年目だった副担任Z一人に任せてしまっている。

副担任Zとしては、ただでさえ十分な経験がない状態の中で、関わった生徒の自死という事態に直面し、受け止めきれずに混乱していたのであり、そのことが結果的にX君の家族の学校側対応への不信につながっているともいえる。

重大事態発生後の対応については、学校全体で組織的に行うべきであり、特に家族への対応は、その心情への配慮という観点からも、また責任ある情報提供や情報収集を行うという観点からも、管理職が直接行うことを原則とすべきであって、教員2年目の副担任に任せきりのような状態となっていた本事案での学校側の初期対応には問題があったと言える。

(2) 基本調査について

また、学校は文部科学省が定めた「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」にしたがって基本調査を行ってはいる。

しかし、基本調査報告書には、前期夏季補習の欠席状況については記載があるものの、直近の後期夏季補習の欠席状況については記載自体が存在しない。

この点、同報告書の案を作成した教頭やその他の管理職、教育委員会関係者に対する個別聴き取り調査では、当該記載の欠落は、意図的なものではなく、単純な書き洩らしであるとの回答であった。

しかし、本事案のように自死直後には自死の原因や背景事情が不明な事案においては、自死直前に学校を3日間欠席していたことは自死の原因や背景事情を検討する上で数少ない客観的事情であった。したがって、自死の原因や背景事情を真摯に調査していたならば、この3日間の欠席時の状況（学校側への連絡の有無や内容、保護者が欠席を把握していたか否か、当該生徒は欠席している間どのように過ごしていたか等）を可能な限り調査し、その結果を基本調査報告書に記載するはずであり、その記載を書き洩らすということはおよそ考え難い。

にもかかわらず、記載が漏れているというのは、学校側がX君の自死について真摯に調査していなかったことを示している。実際、後述するとおり、学校側はこの3日間の欠席に関してX君の家族に

対する聴き取り調査をほとんど行っていない。

また、上記指針においては、基本調査の中で亡くなった生徒と関係の深かった生徒への聴き取り調査も行うことが示されているところ、同じ部活動の生徒に対する聞き取りは部活動顧問から行われているが、同じクラスの生徒については、極めて少ない人数の生徒からの聴き取りしかなされていない。

自死を伏せた状態での聴き取り調査となるため一定の制約はあるにしても、少なくともX君が所属していると思われていたグループの生徒に対しては聴き取りを行うべきだったと言え、この点でも基本調査に大きな問題があったと言える。

以上のとおり、学校による基本調査には重大な問題がある。

(3) 家族への対応

上記指針においては、基本調査における亡くなった生徒の家族との関わりについて、「事案発生（認知）直後から無理に状況確認をするのではなく、遺族の心情にも配慮し、今後の接触を可能とするような関係性を構築する」とされている。

これは、亡くなった生徒の家族への聴き取りも当然必要な調査であることを前提としつつ、その調査のやり方や進め方について注意喚起しているものである。

ところが、学校側は、事案発生から時間が経過して以降も家族から状況確認しようとすることも、その打診をしようとすることもなく、結局家族からの状況確認をまともにしないうまま基本調査報告書をまとめてしまっている。

その結果、家族には1学期中に1日欠席しており、前期夏季補習中にも3日欠席したこと自体知らされず、その後の県教委とのやりとりで基本調査内容を知らされた際に、初めてこの4日間の欠席（しかも、そのうちの前期夏季補習の3日間の欠席は自死前1ヶ月以内である。）を知るに至っている。

このような対応は、基本調査の方法としても誤っているのみならず、家族に対しても、自分たちの話に全く耳を傾けないまま基本調査結果を出されたという不満を残す結果となり、さらに自死に関わる重要な情報を知らされていなかったことになるのであり、家族への対応としても極めて問題があったと言える。

また、基本調査報告書の作成と並行して、担任教諭が毎月自宅を訪問し、家族と話をしている。上述したとおり担任教諭はX君の自死の前後は入院しており、基本調査報告書の作成にも直接携わって

おらず、訪問に関して事後に校長に報告はしていたものの、あくまでも個人的な思いからの自宅訪問であった。つまり、学校としての組織的な対応としての自宅訪問ではなく、担任教諭は調査結果についての詳細な情報提供も受けておらず、自死前後のX君の状況や出欠状況等を把握しきれていなかった。

そのような担任教諭だけで家族のやりとりをしていても、家族からの意見や質問等に十分に対応できるはずもなく、一方で家族はこの担任教諭の自宅訪問を学校としての組織的な対応であると捉えていたためにずれが生じ、そのことかえって家族からの不信を増幅させる結果となっている。

(4) その後の対応

その後、家族が代理人弁護士を通じて学校及び県教委に通知書を送付し、県教委も関与するようになり、生徒に対するアンケートを実施し、その後の第三者委員会の設置に至っている。

その経過に一定の時間はかかっているものの、当時の家族代理人と学校及び県教委とのやりとりの書面の内容を見る限り、一定の時間がかかったのはやむを得なかったものと判断される。

なお、家族は、その後の学校側の回答書や原調査委員会による原調査報告書について、いじめの有無の認定のみならず、その前提となる様々な事実関係について多数の誤った記載があると主張している。

この点、聴き取り対象者によって供述内容が異なる等、容易に事実認定できないと思われるのに事実認定されている、明らかに事実と反すると思われる記載も散見される。当委員会としては、いじめの有無や自死への影響等の認定に必要な範囲で事実認定を行っており、それ以外の直接関係のない事項や容易に認定できない事実関係については触れないが、回答書や報告書の中に誤った事実関係が記載されることで、家族から学校や県教委、原調査委員会に対する不信感を招く結果となったと考える。